

## 平成28年度集団がん検診業務委託仕様書

1. 委託事業（伊賀市が実施する集団がん検診）  
胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
2. 実施方法
  - 1) 胃がん検診：胃部間接撮影又はデジタル撮影7方向
  - 2) 大腸がん検診：便潜血検査2日法
  - 3) 前立腺がん検診：P S A法（血液検査）
  - 4) 子宮がん検診：子宮頸部細胞診
  - 5) 乳がん検診：マンモグラフィ（内外斜位方向、頭尾方向2方向）、自己触診指導※ 各検診には別途仕様書あり。  
※ 2) は検査容器代を含むものとする。
3. 業者決定
  - 1) ～5) の各検診の概算人数を下記のとおりとし、各検診単価を乗じた額の合計額を入札額とし最低価格提示者をもって落札業者とする。  
①胃がん1,020人 ②大腸がん1,930人 ③前立腺がん430人 ④子宮がん1,150人  
⑤乳がん1,850人※各がん検診の人数は、概算人数であり、この人数を保障するものではない。  
※契約は、合計額の基になった単価による単価契約とする。  
※①、④における検診車の配車については、原則半日単位で積算するものとする。
4. 実施場所
  - 1) ～5) は伊賀市の指定した8つの場所において実施する。
5. 実施日：実施時間  
伊賀市が指定した日時（一部土日、祝日も含む）に行く。
6. 対象者  
伊賀市が対象者とする住民
7. 追跡調査の内容
  - ・ 1) ～5) について、精密検査結果を集約し定期的に報告するものとする。
  - ・ 精密検査未受診者に対して電話による受診勧奨を行い、定期的に報告する。
  - ・ 医療機関より、精密検査結果が届かない場合は医療機関に問合せ、その結果を報告するものとする。
8. 結果報告  
各種がん検診の報告は3週間以内に以下のものを行うものとする。
  - 1) 個人結果通知書  
受診者全員に個人結果通知書を郵送する。ただし、「要精密検査」判定者には必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせ、個人結果通知書の他に以下のものを同封し郵送すること。
    - ①精密検査報告書（返信用封筒を含む）
    - ②紹介状
    - ③受診者への案内
  - 2) 結果一覧表の提出

- 3) 受診結果（カナ氏名、生年月日、性別を含む）を記録したデータ（別途仕様を協議）の提出
- 4) 至急要精密検査者への電話連絡は、受託者が直接本人へ行う。

#### 9. 要精密検査者への追跡調査

- 1) 結果が「要精密検査」となった受診者へは、結果通知とともに医療機関受診を勧奨する。
- 2) 精密検査結果を各医療機関より集約し、検査結果及び未受診者について把握する。
- 3) 未受診者に対しては、受診勧奨を電話にて実施する。
- 4) 追跡調査結果を「精密検査者結果一覧表」として、項目別にまとめ市へ文書にて報告する。

#### 10. 事業評価に関する検討

- 1) チェックリストに基づく検討を実施する。
- 2) 伊賀市がプロセス指標（受診率・要精検率・精検受診率・がん発見率・陽性反応適中度）に基づく検討ができるようデータを提出する。

#### 11. がん検診の集計・報告

検診結果処理の終了後、指定の統計表を市へ報告する。

- 1) 「年齢別部分判定集計表」 男女別・年齢別（5歳きざみ）・判定別集計
- 2) 「地域保健・健康増進事業報告（がん検診・若年者健康診査）」に必要な項目で集計する（年度末報告とする）。

#### 12. 支払い方法等

検診日ごとに請求書を作成し、請求金額については、税抜き単価に検診者数を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

#### 13. その他

- 1) 個人情報については、別途指定の個人情報取扱事項に基づき契約項目に明記するものとする。精密検査の結果の市への報告など個人情報の取り扱いについて、受診者に対し説明を行う。
- 2) 暴力等不当介入に関する事項については、別途指定の暴力団不当介入に関する特記仕様書による。

#### 14. 履行期限 平成29年3月31日

## 胃がん検診仕様書

1. 件名：集団胃がん検診
2. 検査項目は、問診及び胃部X線検査とする。
  - 1) 記録票：検診機関が作成した記録票を使用する。
  - 2) 問診
    - ①記録票に記載されている問診項目について聴取する。
    - ②問診は現在の病状、既往歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。
  - 3) 撮影
    - ①撮影機器の種類（直接・間接・DR撮影、I. I. 方式等）を明らかにする。  
原則10×10cm以上のフィルムでI. I. 方式とする。
    - ②撮影枚数は最低7枚とする。
    - ③撮影の体位および方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。注)
    - ④造影剤の使用にあたっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等事故に注意する。
    - ⑤撮影終了後、受診者に適切な説明を行って緩下剤を渡す。
    - ⑥検診を円滑に進めるために、撮影介助業務を行う。
    - ⑦撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了すること。
    - ⑧撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。
3. 読影
  - 1) 読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医師数を報告する。
  - 2) 読影は原則として2名以上の医師によって行う（うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする）。その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影する。
4. 受診者への説明
  - 1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。
  - 2) 精密検査の方法や内容について説明する。
  - 3) 精密検査の結果は、伊賀市へ報告などの個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。
5. システムとしての精度管理
  - 1) 胃がん検診に携わる診療放射線技師は常に最新の技術の習得と研鑽に努めなければならない。
  - 2) 診断のための検討会や委員会（第三者の胃がん専門家を交えた会）を設置する。
6. 要精密検査者への追跡調査  
精密検査結果及び治療結果（病理組織診断や病期及び治療内容）の報告を、精密検査実施機関から受ける。
7. 記録の保存  
胃部X線フィルムは少なくとも3年間は保存し、問診記録・健診結果は少なくとも5年間は保存すること。

注) 新・撮影方法・変法、直接撮影法、DR (Digital Radiography) 及び FPD (Flat Panel Detector) による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃X線撮影法（間接・直接）ガイドライン(2005)を参照

## 大腸がん検診仕様書

1. 件名：集団大腸がん検診
2. 検査項目は、問診及び便潜血検査とする。
  - 1) 記録票：検診機関が作成した記録票を使用する。
  - 2) 問診
    - ①記録票に記載されている問診項目について聴取する。
    - ②問診は現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。
  - 3) 容器の配布
    - ①事前に受託機関から市に大腸がん検査容器を持参する。
    - ②大腸がん検診の採便容器は、2日分のものとし、採便方法についての説明書・検体提出用の袋等を添付しておくこと。
  - 4) 検査
    - ①検査は便潜血検査2日法を行う。
    - ②便潜血キットが定量法の場合はカットオフ値を把握する。
    - ③大腸がん検診マニュアル（1992）に記載された方法に準拠して行う。
    - ④検体受領後原則として24時間以内に測定する。
  - 5) 検体取り扱い
    - ①採便方法についてチラシやリーフレットを用いて受診者に説明する。
    - ②検便採取後即日（2日目）回収を原則とする。
    - ③採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。
    - ④受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。
3. 受診者への説明
  - 1) 便潜血陽性で要精密検査となった場合には、必ず内視鏡検査等で精検を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。
  - 2) 精密検査（大腸内視鏡検査または注腸エックス線検査）の方法や内容について説明する。
  - 3) 精密検査の結果は、伊賀市への報告等の個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分に説明する。
4. システムとしての精度管理  
精密検査結果及び治療結果（病理組織診断や病期及び治療内容）の報告を、精密検査実施機関から受ける。
5. 記録の保存  
検診結果は、少なくとも5年間は保存する。

## 前立腺がん検診仕様書

1. 件名：集団前立腺がん検診
2. 検診項目は、問診及び採血とする。
  - 1) 記録票：検診機関が作成した記録票を使用する。
  - 2) 問診
    - ①記録票に記載されている問診項目について聴取する。
    - ②問診の聴取にあたっては、プライバシーに十分配慮する。
  - 3) 検診方法
    - ①血液を採取する。
    - ②検体回収後、速やかに検査を行うこと。
    - ③前立腺特異抗原（P S A）を測定する。
3. 判定方法  
市と受託機関との協議により決定する。
4. システムとしての精度管理
  - 1) 診断のための検討会や委員会（第三者の前立腺がん専門家を交えた会）を設置する。
5. 記録の保存  
検診結果は、少なくとも5年間は保存する。

## 子宮がん検診仕様書

1. 件名：集団子宮がん検診
2. 検診項目は、子宮頸部細胞診、問診、視診、内診とする。
  - 1) 記録票：検診機関が作成した記録票を使用する。
  - 2) 問診  
問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。
  - 3) 視診  
視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。
  - 4) 細胞診
    - ①細胞診は、直視下に（必要に応じて双合診を併用し）子宮頸管および膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理（固定）した後、パパニコロウ染色を行い観察する。
    - ②細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明記する。
    - ③日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う（日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照）。
    - ④細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行う（日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照）。または再スクリーニング施行率を報告する。
    - ⑤細胞診の結果は、速やかに検査を依頼した者に通知する。
    - ⑥細胞診の結果の分類には、日本母性保護産婦人科医会の分類及び Bethesda system による分類のどちらかを明記する（日本母性保護産婦人科医会の分類：日本母性保護産婦人科医会編集、子宮がん検診の手引き参照）。
    - ⑦検体が適正でないと判断される場合は、再検査を行う。
    - ⑧がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。
3. 受診者への説明
  - 1) 問診の上、症状（体がんの症状含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。
  - 2) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。
  - 3) 精密検査の方法や内容について説明する。
  - 4) 精密検査の結果の伊賀市への報告などの個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。
4. システムとしての精度管理
  - 1) 精密検査結果及び治療結果（病理組織診断や病期及び治療内容）の報告を、精密検査実施機関から受ける。
  - 2) 診断のための検討会や委員会（第三者の子宮がん専門家を交えた会）を設置する。
5. 記録・標本の保存  
標本は少なくとも3年間は保存し、問診記録・健診結果は少なくとも5年間は保存する。

# 乳がん検診仕様書

## 1. 件名：集団乳がん検診

## 2. 検査項目は、問診、マンモグラフィ検査、自己触診指導とする。

### 1) 撮影（撮影機器、撮影技師）

- ①乳房X線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準（乳がん検診に用いるX線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き—精度管理マニュアル第3版参照）を満たす。
- ②乳房X線撮影における線量および写真の画質について、第三者による外部評価を受ける。
- ③撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修（マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会）を修了する。

### 2) 読影

- ①マンモグラフィ読影講習会（マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会）を修了し、その評価試験の結果がAまたはBである者が、読影に従事する。
- ②読影はダブルチェックを行う。（うち一人はマンモグラフィの読影に関する適切な研修（マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会）を修了しその評価試験の結果がAまたはBである）

## 3. 検診方法

その実施方法は以下のとおり

### 1) 記録票：検診機関が作成した記録票を使用する。

### 2) 問診

- ①記録票に記載されている問診項目について聴取する。
- ②問診の聴取にあたっては、プライバシーに十分配慮する。

### 3) 検診方法

乳房X線撮影（マンモグラフィ）

### 4) 自己触診の指導

- ①自己検診の指導にあたっては、手技について十分理解している看護師が行う。
- ②指導する内容については、乳がん検診専門委員会の指導要綱に基づき、自己検診法のパンフレット・模型・パネル等を用いて、実演を交えながら自己検診指導を行う。
- ③検診の結果、乳がんの所見、要精密検査となった場合の医療機関についても説明を行い、また質問にも答える。
- ④乳房X線撮影（マンモグラフィ）の説明を行う。

## 4. 受診者への説明

- 1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。
- 2) 精密検査の方法や内容について説明する。
- 3) 精密検査の結果の伊賀市への報告など個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明をする。

## 5. システムとしての精度管理

- 1) 精密検査結果及び治療結果（病理組織診断や病期及び治療内容）の報告を、精密検査機関から受ける。
- 2) 診断のための検討会や委員会（第三者の乳がん専門家を交えた会）を設置する。

## 6. 記録の保存

マンモグラフィ写真は少なくとも3年間は保存し、問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

## 【伊賀市】 28年度 がん検診日程案

日程	時間	場所	内 容				
			胃	大腸	前立腺	子宮	乳
7/2(土)	9:00～11:30	いがまち保健福祉センター	●2台	●	●	●	●
	13:30～15:00			●		●	●
7/9(土)	9:00～11:30	大山田保健センター	●	●	●	●	●
7/17(日)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●2台	●	●	●	●2台
7/23(土)	9:00～11:30	阿山保健福祉センター	●2台	●	●	●	●2台
7/24(日)	9:00～11:30	青山保健センター	●2台	●	●	●	●2台
7/25(月)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●2台	●	●	●	●
	13:30～15:00			●		●	●
8/28(日)	9:00～11:30	伊賀市立上野西小学校	●	●	●	●	●
8/31(水)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●2台	●	●	●	●
	13:30～15:00			●		●	●
9/1(木)	9:00～11:30	いがまち保健福祉センター	●	●		●	●
9/19 (祝・月)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●2台	●	●	●	●2台
	13:30～15:00			●		●	●
9/22 (祝・木)	9:00～11:30	島ヶ原支所	●2台	●	●	●	●
10/7(金)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●	●	●	●	●2台
	13:30～15:00			●		●	●
10/15(土)	9:00～11:30	大山田保健センター	●	●		●	●
10/23(日)	9:00～11:30	青山公民館	●	●	●	●	●2台
11/5(土)	9:00～11:30	阿山保健福祉センター	●2台	●	●	●	●2台
11/11(金)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●	●		●	●
11/19(土)	9:00～11:30	いがまち保健福祉センター	●	●	●	●	●
11/22(火)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター		●		●	●
12/11(日)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●2台	●	●	●	●
	13:30～15:00			●		●	●
平成29年 3/11(土)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●	●	●	●	●
	13:30～15:00			●		●	●



<設計書>

業務名：平成28年度 集団がん検診業務委託

検診項目	単価	検診予定人数	合計
胃がん		1,020 人	
大腸がん		1,930 人	
前立腺がん		430 人	
子宮がん		1,150 人	
乳がん		1,850 人	
		合計（税抜）	